

みやぎ税務会計事務所通信

《 2019年7月 》



税務の話題

増税前におさえたい！ 事業者の『消費税』の課税方法について確認しましょう

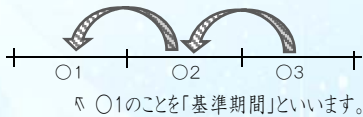
前々期(個人事業主の方は前々年)の課税売上高が1,000万円を超えると、消費税を納める義務が発生することは、ご存じの方が多いと思います。

ですが、その「納める消費税額の計算方法」までご存じの方は少ないのではないのでしょうか。

今月は、“二通り”ある計算方法(課税売上高により選択可能な場合もあります)から、よくご質問のある納税時期まで、「消費税のキホン」をご案内いたします。

※「課税売上高」は、会計上の「売上」だけではなく、「消費税が課税されている収入全て」のことです。

消費税を納める義務



現在の進行年度を“○3”とした場合、2期前“○1”の課税売上高が1,000万円超ならば、“○3”の期は消費税を納める義務があります。(例外あり) 期首の時点で納める義務があるかを認識する必要があるため、1期前ではなく、2期前の数字を基準とします。(O3年〇月1日の時点で、O2年の課税売上高はまだ確定していません)

消費税額の計算

《 《 計算方法① 原則課税 》 》

「本則課税」とも言われます。つまり、「基本的な計算方法」がこちらです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{受け取った対価に} \\ \text{含まれる消費税額} \\ \text{売上:108の場合} \\ \text{[8]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{支払った対価に} \\ \text{含まれる消費税額} \\ \text{経費:54の場合} \\ \text{[4]} \\ \hline \end{array} = \text{納める消費税額[4]}$$

2種類あります！
皆さまの計算は
どちらの方法か
ご存じでしょうか？

基準期間の課税売上高が5,000万円を超えている場合は、こちらの方法が強制適用となります。

《 《 計算方法② 簡易課税 》 》

こちらは“特例”です。基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合に、選択することができます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{受け取った対価に} \\ \text{含まれる消費税額} \\ \text{売上:108の場合} \\ \text{[8]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{受け取った対価に} \\ \text{含まれる消費税額} \\ \text{売上:108の場合} \\ \text{[8]} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{みなし仕入率}}{\text{業種ごとに決められています。}} = \text{納める消費税額}$$

“簡易”というだけあって
課税売上上の消費税額しか使いません！

「この業種なら このくらいの支払いがあるはず」という率です。

- ★ みなし仕入率
- 第一種：卸売業 90%
 - 第二種：小売業 80%
 - 第三種：製造業 70%
 - 第四種：第一～三、五～六種以外 60%
 - 第五種：サービス業 50%
 - 第六種：不動産業 40%

消費税を納める時期

前期の年税額により納める時期が変わります。

初めて納める義務が発生した期(年)	決算期日から2ヶ月後(他税目と同じ)。個人事業主の方は3/31。
前期年税額 48万円超 400万円以下	期首から6ヶ月で1回中間申告。納期限はその2ヶ月後。
400万円超 4,800万円以下	期首から3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月で3回中間申告。納期限は、それぞれその2ヶ月後。
4,800万円超	毎月中間申告。毎月納税。